

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和5年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和5年度の初日から令和5年11月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

## 記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	102 トン	30 トン	72 トン
		102 トン	30 トン	72 トン
3	クリーム	62 トン	38 トン	24 トン
		53 トン	27 トン	26 トン
4	粉乳類	51,114 トン	7,587 トン	43,527 トン
		48,333 トン	4,983 トン	43,350 トン
5	無糖れん乳	1,569 トン	753 トン	816 トン
		1,569 トン	753 トン	816 トン
6	加糖れん乳	206 トン	20 トン	186 トン
		187 トン	20 トン	167 トン
7	ヨーグルト	11 トン	10 トン	1 トン
		11 トン	10 トン	1 トン
8	バターミルク	17 トン	8 トン	9 トン
		17 トン	8 トン	9 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	57,558 トン	27,438 トン	30,120 トン
		48,997 トン	19,990 トン	29,007 トン
10	その他の乳製品	12,084 トン	4,540 トン	7,544 トン
		7,453 トン	2,289 トン	5,164 トン
11	バター	16,731 トン	10,140 トン	6,591 トン
		14,046 トン	7,077 トン	6,969 トン
12	豆類	81,156 トン	43,121 トン	38,035 トン
		38,771 トン	22,934 トン	15,837 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,697,461 トン	3,326,006 トン	2,371,455 トン
		5,310,622 トン	3,051,688 トン	2,258,934 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,342,899 トン	797,759 トン	545,140 トン
		251,859 トン	105,027 トン	146,832 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	871,852 トン	397,173 トン	474,679 トン
		871,852 トン	397,173 トン	474,679 トン
15	コーンスターチ	4,031 トン	2,250 トン	1,781 トン
		3,933 トン	2,232 トン	1,701 トン
16	ばれいしょでん粉	27,062 トン	6,973 トン	20,089 トン
		26,794 トン	6,754 トン	20,040 トン
17	マニオカでん粉	162,598 トン	83,819 トン	78,779 トン
		162,186 トン	81,439 トン	80,747 トン
18	サゴでん粉	19,253 トン	12,436 トン	6,817 トン
		1,638 トン	12,436 トン	超過済
19	その他のでん粉	1,536 トン	830 トン	706 トン
		1,491 トン	790 トン	701 トン
20	イヌリン	3,015 トン	1,358 トン	1,657 トン
		67 トン	34 トン	33 トン
21	落花生	44,537 トン	17,887 トン	26,650 トン
		27,828 トン	8,469 トン	19,359 トン
22	こんにやく芋	209 トン	22 トン	187 トン
		209 トン	22 トン	187 トン
23	ミルク調製品	9,505 トン	2,736 トン	6,769 トン
		3,551 トン	550 トン	3,001 トン
24	でん粉調製品	332 トン	767 トン	超過済
		320 トン	395 トン	超過済
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,848 トン	1,329 トン	3,519 トン
		2,158 トン	611 トン	1,547 トン
27	調製食用脂	17,834 トン	6,853 トン	10,981 トン
		2,181 トン	685 トン	1,496 トン
28	繭	3.3 トン	0.4 トン	2.9 トン
		3.3 トン	0.4 トン	2.9 トン
29	生糸	229 トン	122 トン	107 トン
		229 トン	122 トン	107 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。